

目黒区学校施設更新
設計標準

令和 4 年 1 月

目黒区教育委員会

目黒区学校施設更新設計標準

目次

第1章 設計標準の主旨

1 設計標準作成の背景と目的	1
2 設計標準の位置付け	2
3 設計標準の構成	3

第2章 新たな学校づくりに向けて

1 目黒区の目指す教育と学校施設	4
2 学校施設整備の視点	6
2 - 1 教育活動をより充実させるための学校施設	6
2 - 2 すべての利用者にとって安全・安心な学校施設	7
2 - 3 地域拠点としての学校施設	8
2 - 4 施設の維持管理、運営の在り方	10
2 - 5 将来の変化に対応できるフレキシブルな施設計画	11
2 - 6 適正な施設規模等の考え方	12
3 学校施設設計の基本方針	13
3 - 1 全体計画	13
3 - 2 諸室計画	16
3 - 3 教育・生活環境の充実	22
3 - 4 防災機能の向上	23
3 - 5 防犯機能の向上	24
3 - 6 脱炭素社会の実現を目指した施設整備	24
3 - 7 学校と地域の連携	25
3 - 8 フレキシビリティの確保	25

第3章 学校整備のプロセス

1 検討体制	26
2 学校建替え検討会（仮称）の設置	27
3 学校整備から維持管理までのプロセス	28

巻末資料

用語解説	29
------	----

本文中の マークの単語について、用語解説があります。

第 1 章 設計標準の主旨

1 設計標準作成の背景と目的

区立小中学校の校舎は昭和 30 年～40 年代に建築されたものが多く、今後、一斉に建替えなどの更新が必要な時期を迎えることから、教育委員会では、学校施設更新の流れや整備手法等を具体的に示した「目黒区学校施設更新計画」を令和 3 年 3 月に策定した。同計画においては、効率的な学校施設更新を進めるために、学校施設の標準的な仕様の考え方をまとめた設計標準の作成を行うこととしている。

国では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した「令和の日本型学校教育」を実現するため「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」の検討を進めており、また、学校施設と他の公共施設との複合化や管理運営面に関する部局横断的な計画についての考え方を示している。

目黒区においても「目黒区基本計画」の策定や、「めぐろ学校教育プラン」の改定を進めている中で、社会状況の変化に対応した魅力ある学校施設への更新を目指すこととしている。

以上を踏まえ、本設計標準は一定の水準を確保した魅力的な学校施設の整備のために、今後計画的に小中学校の施設更新を行うに当たって、あらかじめ明確にすべき条件、保有すべき水準および周辺区有施設との複合化に関する施設整備の考え方をまとめることを目的として作成した。

2 設計標準の位置付け

設計標準は、学校施設の設計に当たっての基本的視点、その視点に基づく基本方針、及び学校整備のプロセスを示すものである。設計標準に示した内容は個別の学校施設の設計の際に考慮すべき原則的な考え方等であり、学校施設の画一化を促すものではないため、各学校の更新に当たっては、本設計標準を踏まえつつも、多面的な現状の把握・分析、各学校の課題、地域性や特色を明確にしたうえで、関係者の創意工夫によって魅力ある学校施設づくりを行っていくことが重要である。

今後の社会状況の変化に伴い、学校施設に求められるものも時代により変化していくことが予想されるため、本設計標準は、適宜内容の検証・検討を行い、必要に応じて改定を行っていくこととする。

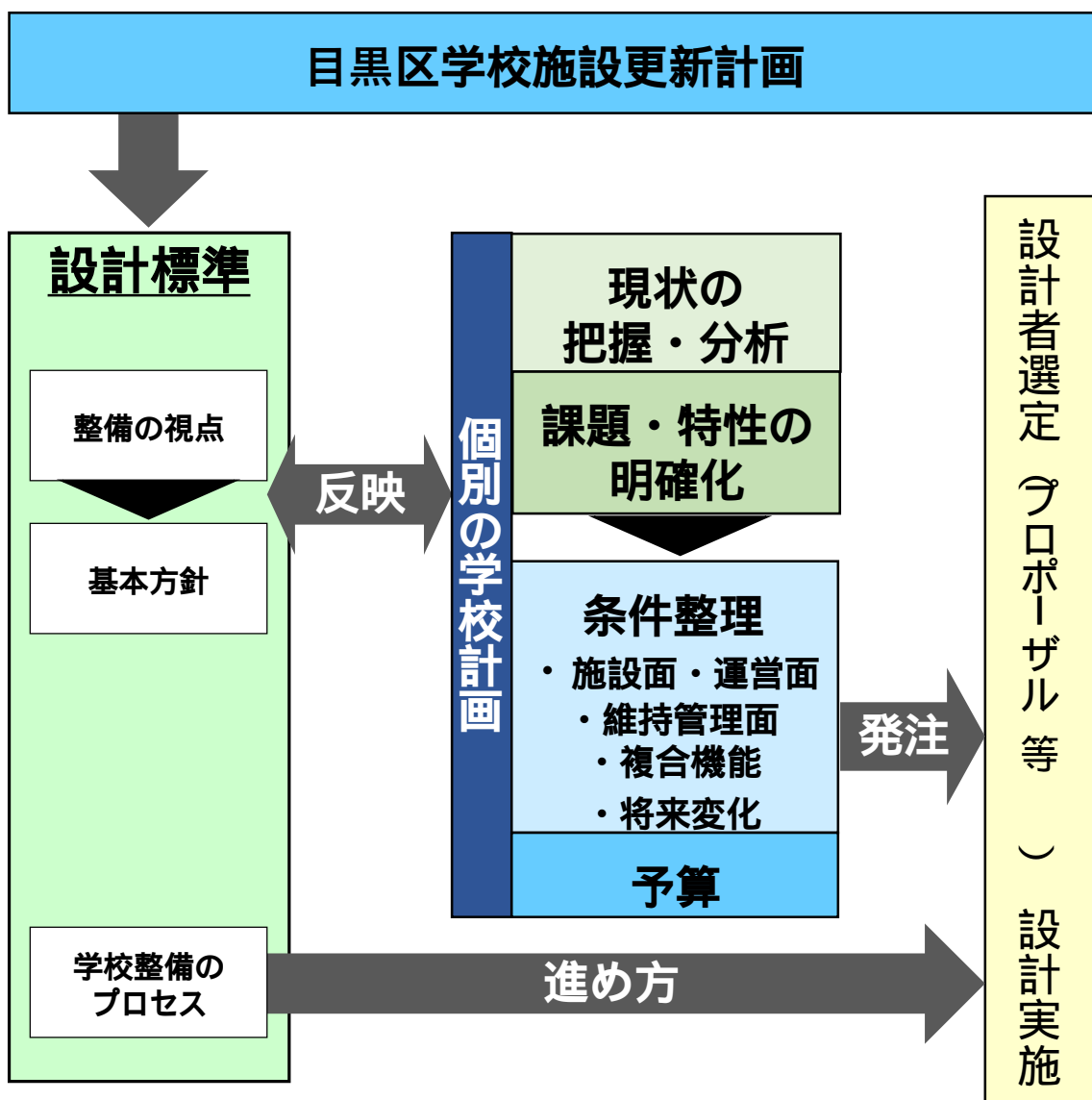


図 1-2 【設計標準の位置付け】

PPP やデザインビルド 等を実施する場合は、別途検討が必要になる。

3 設計標準の構成

本設計標準は3章で構成され、第1章において設計標準の目的等を整理し、第2章では、新たな学校づくりに向けて、目黒区の目指す教育と学校施設整備の基本的視点や考え方を示している。また、第3章では、検討体制の立上げから維持管理段階に至るまでの学校整備のプロセスを示している。

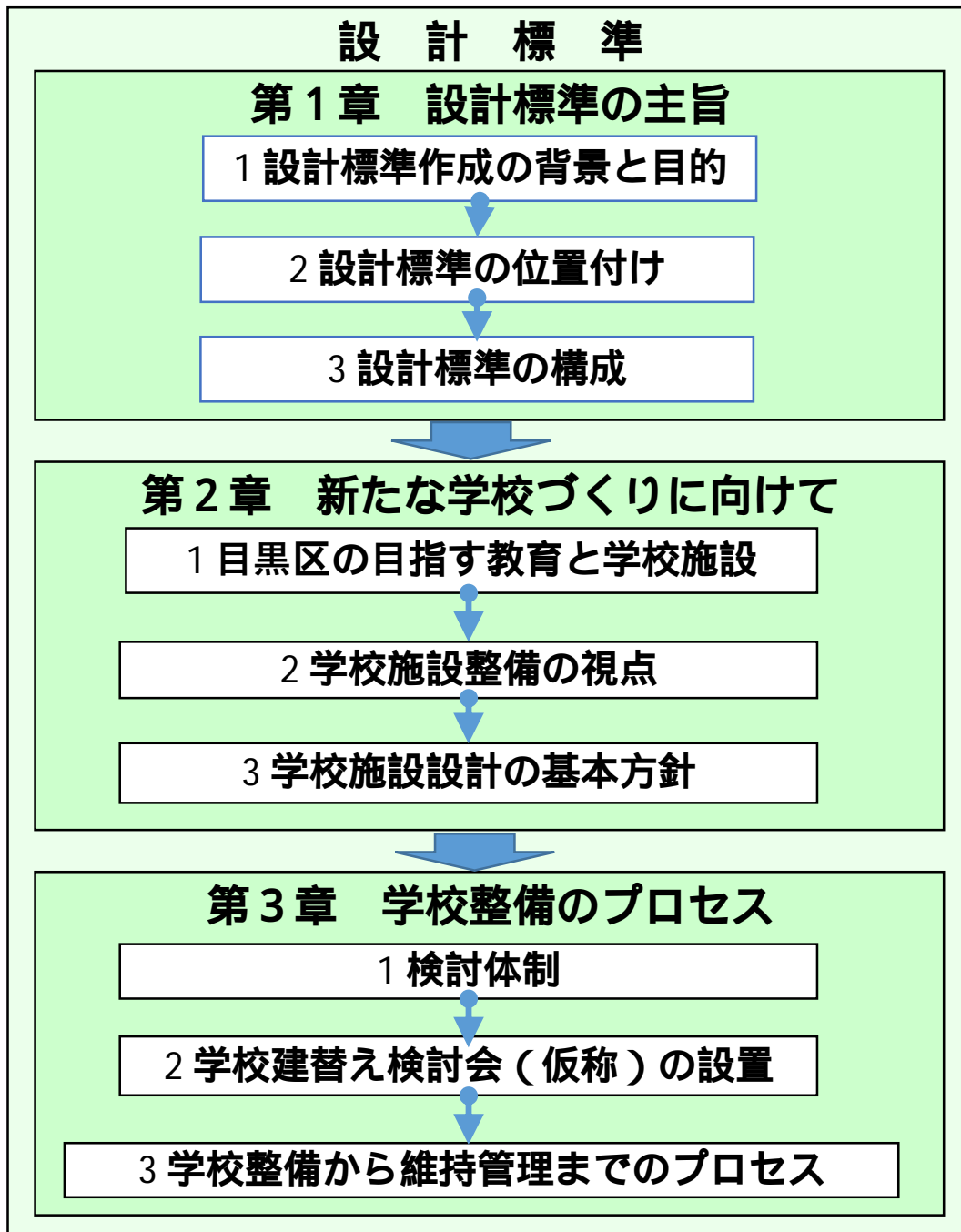


図 1-3 【本設計標準の構成】

第2章 新たな学校づくりに向けて

1 目黒区の目指す教育と学校施設

「めぐろ学校教育プラン」では、教育目標・基本方針に掲げる理念を学校教育を通して着実に実現していくための大きな目標として「目指す子ども像」と「目指す学校像」を定めており、目指す子ども像としては「21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども」、目指す学校像としては「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」としている。

また、令和3年3月策定の「目黒区学校施設更新計画」では、今後の学校教育に求められる機能や児童・生徒数の動向などを踏まえ、学校施設の目指すべき姿として、教育活動をより充実させるための学校施設、すべての利用者にとって安全・安心な学校施設、地域拠点としての学校施設の3点が示されている。

こうした目黒区の計画に基づき、国の動向、及び目黒区の現状や学校の働き方改革等の関連政策を踏まえ、今後の学校施設整備の基本的視点として以下の6点を定める。

1 教育活動をより充実させるための学校施設

2 すべての利用者にとって安全・安心な学校施設

3 地域拠点としての学校施設

4 施設の維持管理、運営の在り方

5 将来の変化に対応できるフレキシブルな施設計画

6 適正な施設規模等の考え方

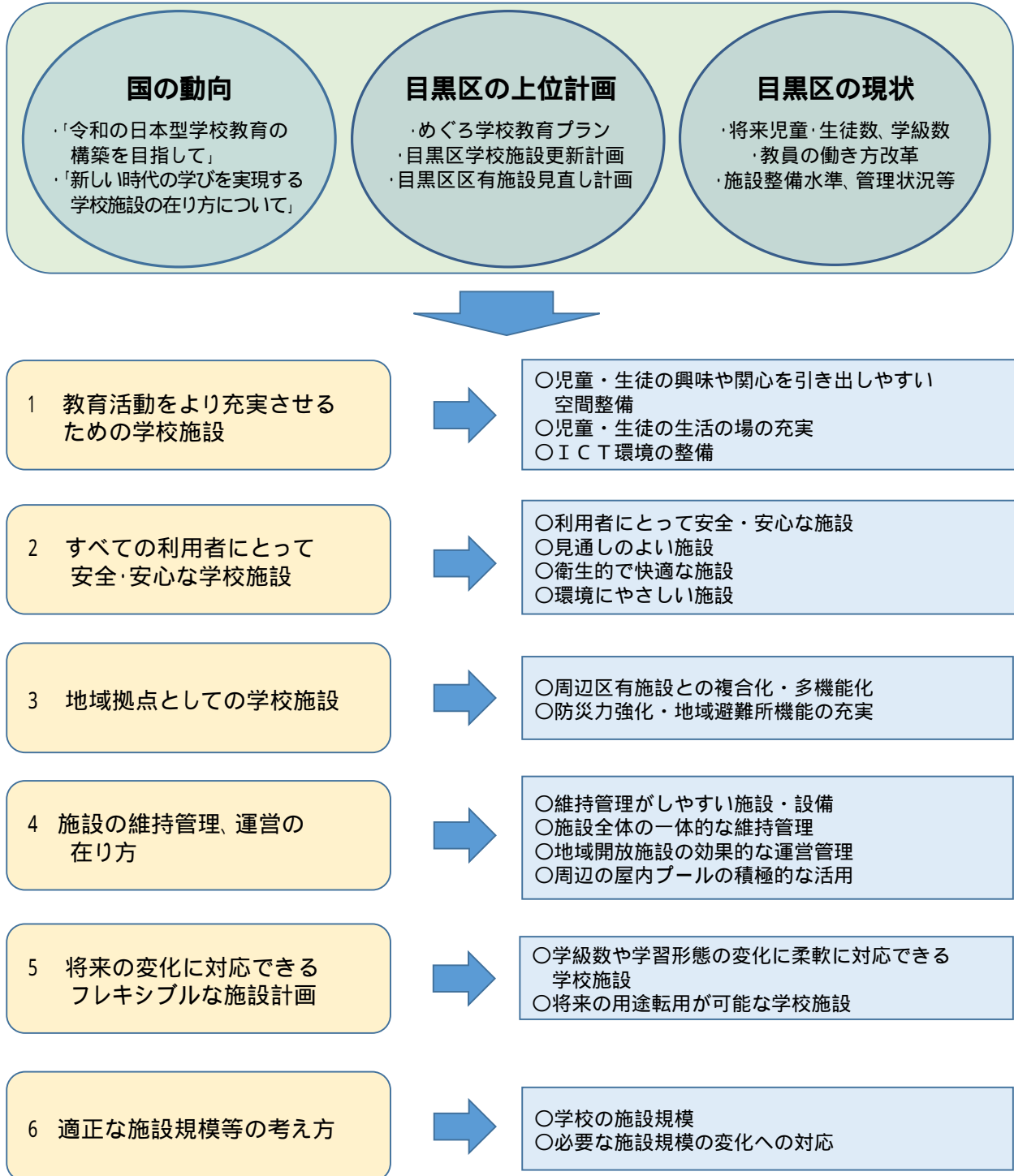


図 2-1 【学校施設整備の視点】

2 学校施設整備の視点

2 - 1 教育活動をより充実させるための学校施設

これからの教育は、子どもの学びについて、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることが重要であり、子どもの主体的な学びを支援できる学校施設を整備する必要がある。

(1) 児童・生徒の興味や関心を引き出しやすい空間整備

- 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉えることが重要である。このため、児童・生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び、活動の変化に柔軟に対応できる空間整備が求められる。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、多様な活動展開への対応や、教育環境の整備が求められていることから、使いやすく移動が容易な机や棚など、様々な学習形態に対応できる家具類について検討していく。
- 児童・生徒の学習内容や習熟の程度に応じた指導ができるよう少人数教室 を整備する。きめ細やかな特別支援教育を実現するため、児童・生徒の特徴に配慮した適切な位置に特別支援教室 や相談室を設置していく。

(2) 児童・生徒の生活の場の充実

- 学校は、児童・生徒が一日の多くの時間を過ごす生活の場でもある。そのため、安全で楽しく生活できる空間としての環境づくりが重要である。
- 小学校は放課後の子どもの居場所としての役割が求められ、子どもたちが学校に滞在する時間が長くなっている。日中だけでなく、放課後の時間帯においても、子どもたちが安全に過ごすことができる施設整備を行っていく必要がある。

(3) ICT環境の整備

- これからの学校は児童・生徒が、自由な発想でICT を「文房具」として活用でき、「主体的・対話的で深い学び」を実現することが求められている。これを実現するために、ICT を“いつでも” “どこでも” “だれとでも” 活用できる環境を整え、どの場所においても日常的に活用できる施設整備を行う。
- ICT を積極的に活用できる環境整備を行うことで、校務の効率化を促進する。教職員の学校現場における業務負担を軽減することにより、教育の質の向上を目指す。

2-2 すべての利用者にとって安全・安心な学校施設

子どもたちが日々学び、生活する学校において、安全・安心な教育環境を確保することは、新しい時代の学びを実現するための基本である。

また、学校は教育の場だけでなく生涯学習の場や様々な地域活動の場として、多様な人々が快適に利用できる施設としていかなければならない。

学校整備の際には、ユニバーサルデザイン¹の考え方にに基づき、物理的、心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進めるとともに、障害のある子どもない子ども共々にいきいきと学ぶ環境づくりを目指したインクルーシブ教育システム²の構築を進めていく。

さらに、学校を環境に配慮した施設にすることにより、脱炭素社会の実現に向けた環境教育の推進や地域の先導的役割を果たしていく。

1 令和3年8月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（中間報告）」から抜粋

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処する考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

2 平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」から抜粋

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(1) 利用者にとって安全・安心な施設

転落・衝突・挟まれ・転倒等による事故に対しては、子どもたちの行動特性に十分配慮して設計することが重要であり、平面計画や詳細設計において十分な検討を行う。

児童・生徒が安心して学校生活を送るため、各所への鍵の設置や、わかりやすい外部とのセキュリティラインの設定など、防犯体制が整った施設にする。

障害の有無、性のあり方、国籍、経済上の理由などにかかわらず、すべての児童・生徒が可能な限り共にいきいきと学ぶ環境を整備していくことを目標として、物理的・心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進めインクルーシブ教育の実現を目指した施設にする。

(2) 見通しのよい施設

○学校施設各所に視覚的な開放感を確保し、児童・生徒、教職員、保護者が安心感を得られる学校施設とする。

死角をなくし、廊下、教室、準備室、管理諸室等に教職員、児童・生徒相互の目が行き届く学校施設とする。

(3) 衛生的で快適な施設

○衛生的で居心地のいいトイレ、手洗い場等を整備する。

安全でおいしい給食の提供が行えるよう、衛生的で使いやすい給食室を整備する。

可能な限り感染症の拡大の低減を目指した施設とする。

(4) 環境にやさしい施設

脱炭素社会の実現に向けて、特に、未来を担う子どもたちが学ぶ学校施設における取組みは、子どもたちのみならず保護者への波及効果、さらには子どもたちが成人になった時の環境配慮行動などへの効果も期待できる。このような「持続可能な開発目標（SDGs、Sustainable Development Goals）の略」の視点に立った取組みを積極的に推進していく。

エコスクールの取組みを広げていき、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目標とした「ZEB（Net Zero Energy Buildingの略）」を推進していく。

2 - 3 地域拠点としての学校施設

学校の中だけで学びを完結することなく、地域や社会との交流のなかで、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための共創空間を生み出していくことが重要である。

施設整備に当たって、教育環境の整備とともに、地域コミュニティの核として、学校施設の効果的、効率的な活用方法を検討していくことが求められている。

(1) 周辺区有施設との複合化・多機能化

学校は教育施設であるとともに、地域のコミュニティ活動を促進する施設として、地域の人々が日常的に訪れ、過ごせる場として整備していくことが求められている。学校施設を更新する際には、積極的に周辺区有施設との複合化・多機能化を図り、地域の状況を踏まえた整備が求められている。

学校施設の特別教室等を他の区有施設と共用する際には、各室の配置計画、セキュリティライン、共同で利用する際の管理方法等を十分考慮し、学校施設、区有施設相互の安全性や利便性が確保されるよう計画することが重要である。

複合化・多機能化とは

学校内の特定の諸室（例えば、家庭科室、音楽室等の特別教室など）又は地域利用施設の諸室（例えば、会議室、プレイルーム、和室など）を児童・生徒と地域住民が共用できるようにすることである。学校の諸室の機能を授業や学校行事で利用することに加えて、学校の授業時間外に地域住民が活用したり、地域利用施設の諸室を学校授業やクラブ活動で活用することで、施設の有効活用を図る。

また、学校施設の地域利用の促進は、学校施設を核とした地域住民等との交流につながり、地域コミュニティ活動の強化においても重要である。

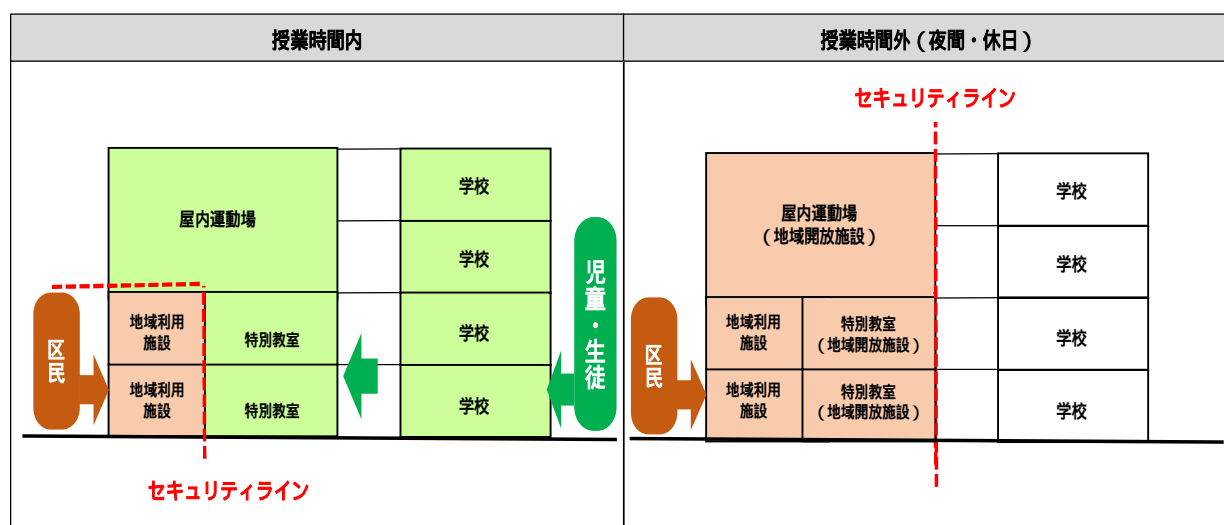


図 2-2-1 【複合化・多機能化のイメージ】

- ・ 地域利用施設とは、複合化した施設全体のうち住区センター等の学校施設以外の施設をいう。
- ・ 地域開放施設とは、特別教室、屋内運動場、屋外運動場など授業時間外に地域に開放する施設をいう。

(2)防災力強化・地域避難所機能の充実

学校施設は災害時において避難所としての重要な役割を担うため、トイレや防災倉庫、情報通信設備及び冷暖房設備などの防災機能の整備並びにバリアフリー化を図り、災害時の利用者（災害時要配慮者を含む）にとっても優しい施設としていく。

- トイレ等避難所運営に必要な不可欠な設備に関しては、発災時でも一定程度機能を維持できる計画とする。
- 目黒区無電柱化推進計画に定める整備計画路線に面する敷地は、都市防災機能の向上のため将来的な無電柱化に配慮した計画とする。

2 - 4 施設の維持管理、運営の在り方

学校施設の維持管理の現状として、日常の安全管理に加え、施設の不具合による対応等により教職員の教育活動業務を圧迫している状況が見られる。

一方、今後の学校施設更新の際には、周辺の区有施設との複合化・多機能化を進めていくため、学校施設の維持管理に加え、学校用途以外の施設に関する維持管理業務が加わることが想定される。

従来維持管理、運営方法を続けていくと、これまで以上に施設の維持管理に要する負担が大きくなり、円滑な施設維持管理が難しくなることが想定される。こうしたことから、学校施設の更新を行う際には、周辺区有施設との複合化・多機能化と併せて、学校用途以外の施設も含めた一体的な管理運営体制の構築が必要である。

(1) 維持管理がしやすい施設・設備

維持管理に留意した様々な工夫を取り入れ、長寿命化が図れる施設・設備とする。

- 将来的な施設の転用等による施設の用途変更や設備更新を行う際に、施設運営への影響が最小限となるような施設・設備配置を計画する。

(2) 施設全体の一体的な維持管理

○施設を適切に維持管理していくために、学校施設及び複合化された地域利用施設を一体的に管理点検できる施設とする。

- 不具合対応や日常的な修繕等に関しては、専門的な施設管理や効率的で一体的な施設間での情報共有、教職員の負担軽減の観点から、施設管理業務の外部委託について検討する。

(3) 地域開放施設の効果的な運営管理

学校施設の一部を地域開放施設として多機能化する際は、教育活動への影響を十分考慮した上で、利用者動線を分離し、児童・生徒の安全を確保する。

特別教室及び屋内運動場等を地域開放施設として共用する際は、利用時間の予約調整や貸し出し備品の管理等の業務区分及び管理責任を明確化した体制を整備する必要がある。多機能化の運営体制の検討の際には、従前に比べて地域開放施設としての特別教室利用が増加することを考慮し、学校の運営体制への負担が極力少なくなるよう配慮する。

(4) 周辺の屋内プールの積極的な活用

- 学校内に設置しているプール施設については、従来から、維持管理に要する経費や教職員の負担等が課題となっており、さらに、近年においては気候変動による猛暑や降雨の影響により、計画的な水泳授業の実施が困難になってきている。また、狭小な学校敷地においては、プール施設を建設することが、校庭の広さに影響していることも考慮しなければならない。

これらの課題を解決するために、学校の建替えのタイミングをとらえ、学校外の屋内ブールの活用について具体的に検討していく。

2 - 5 将来の変化に対応できるフレキシブルな施設計画

今後、社会状況の変化に伴い、求められる教育内容が変化していくことが予想される。また、長期的には少子高齢化の進展に伴い年少人口の減少が進んだ場合において、学校部分を学校以外の用途へ転用することも想定しておく必要がある。

これらを踏まえると、今後更新していく学校施設は、将来の変化にフレキシブルに対応できる施設であることが求められる。

(1) 学級数や学習形態の変化に柔軟に対応できる学校施設

多様な学習内容、学習形態に対応できるよう、特定の教育活動に特化した仕様とせず、家具等の配置を工夫することに多様な空間を生み出す計画とする。

児童・生徒数及び学級数が増減しても、学年のまとまりが確保できる教室構成とする。

(2) 将来の用途転用が可能な学校施設

将来も学校施設としての使用が継続していく部分と、用途転用が見込まれる部分とをゾーン分けし、柔軟な変化に対応できる計画とする。

○建築構造や設備計画の検討に当たっては、できるだけ容易に他用途への転用が可能な計画とする。

2 - 6 適正な施設規模等の考え方

目黒区は、今後、大幅な歳入の増加が見込みにくい状況であり、支出の面では社会保障費をはじめとした義務的経費が高い水準で推移していくことが見込まれている。学校施設の維持や更新は多額の費用が必要となり、財政に与える影響は非常に大きなものとなる。

こうした背景の中、学校施設を計画する際は、今後の学校施設の在り方を踏まえつつ適切な施設規模を設定することが重要である。

(1) 学校の施設規模

学校ゾーンは、文部科学省の多目的教室及び少人数教室を加算した国庫補助基準面積 以内の施設規模で計画することが望ましい。学校ゾーンの面積を国庫補助基準面積に収めるよう、各諸室について共用化できる部分の検討、省スペース化できる部分の検討を行う。学校施設に複合化する地域利用施設ゾーンの規模については、個々の敷地で条件が異なるため、地域利用施設を所管する関係部署等と十分協議し計画する。

○建替えに際し、学校施設に地域利用施設を複合化・多機能化する場合、敷地や施設の有効利用を図るため、双方が互いに共用する施設（諸室）を分担して整備する。その際の整備規模と施設利用範囲の考え方は下図のとおりである。

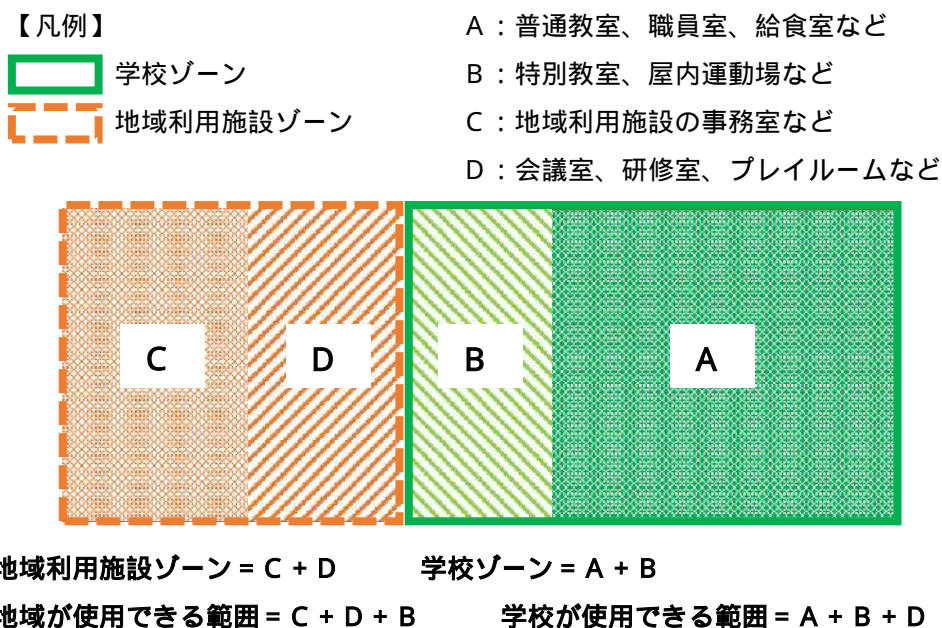


図 2-2-2 【学校の施設規模の考え方】

(2) 必要な施設規模の変化への対応

公立学校は、地域の子どもたちが通うことのできる十分な規模でなければならないが、長期的な児童・生徒数の変化にも対応できることが望ましい。これには学校施設規模と地域利用施設とのバランスを調整できるような空間構成を検討しておくことが重要である。

3 学校施設設計の基本方針

3 - 1 全体計画

(1) 建物配置

各施設部分について、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるように配置することが重要である。また、児童・生徒、訪問者、自動車の搬出入等の各動線を考慮し、防犯性及び事故防止の観点も踏まえつつ建物配置の検討を行う。

目黒区みどりの条例に基づく緑化率に応じた緑地面積を確保するとともに、みどりの保護及び育成に努める。（屋上緑化では、日常メンテナンスに十分配慮する。）

まとまった広さと、使い勝手の良い形状の屋外運動場を確保する。

個々の学校の環境条件・地域特性を活かす。

校地周辺に対する建替えの影響に配慮し、周辺環境が向上する計画を目指す。

学校と他の公共施設を複合化・多機能化する際には相互の交流・連携が図れるように配慮する。

防犯・安全のために、人の目が校地内外に届き、死角がないように計画する。

(2) ゾーニング

複合化・多機能化した学校施設は、一つの敷地内に、学校ゾーン、地域利用施設ゾーン及び相互に使用するゾーンが存在するため、教育活動や学校開放による利用者、利用時間帯の違い、地域住民の利用に供する範囲、動線等を考慮してゾーニングすることが重要である。

学校施設、地域利用施設、学童保育クラブ、ランランひろば等は、それぞれの役割や利用方法に応じた適切な配置を検討する。

○特別教室、会議室等の学校施設と地域利用施設で相互に使用する諸室は、相互のエリアに近接して配置する。また、夜間や休日等の授業時間外においても学校利用と地域開放の利用者動線の管理を行いやすいよう考慮する。

災害時に避難所となった場合にも、早期に児童・生徒の学習が再開できるように、避難施設と学校施設の機能に応じてゾーニングを行う。

ゾーニング：空間を用途・機能ごとに区分けし、相互の関係性を考慮したうえで位置関係を決定すること。

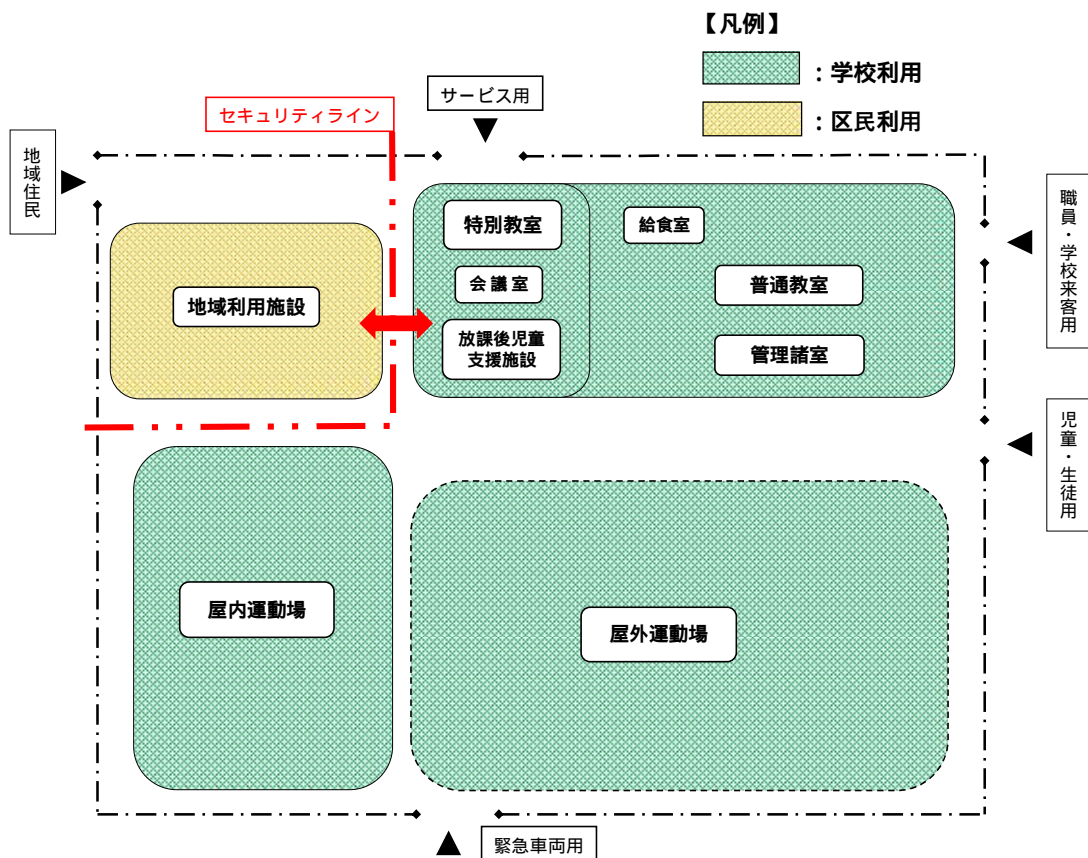


図2-3-1 【複合化した場合の配置ゾーニングイメージ（授業時間内）】

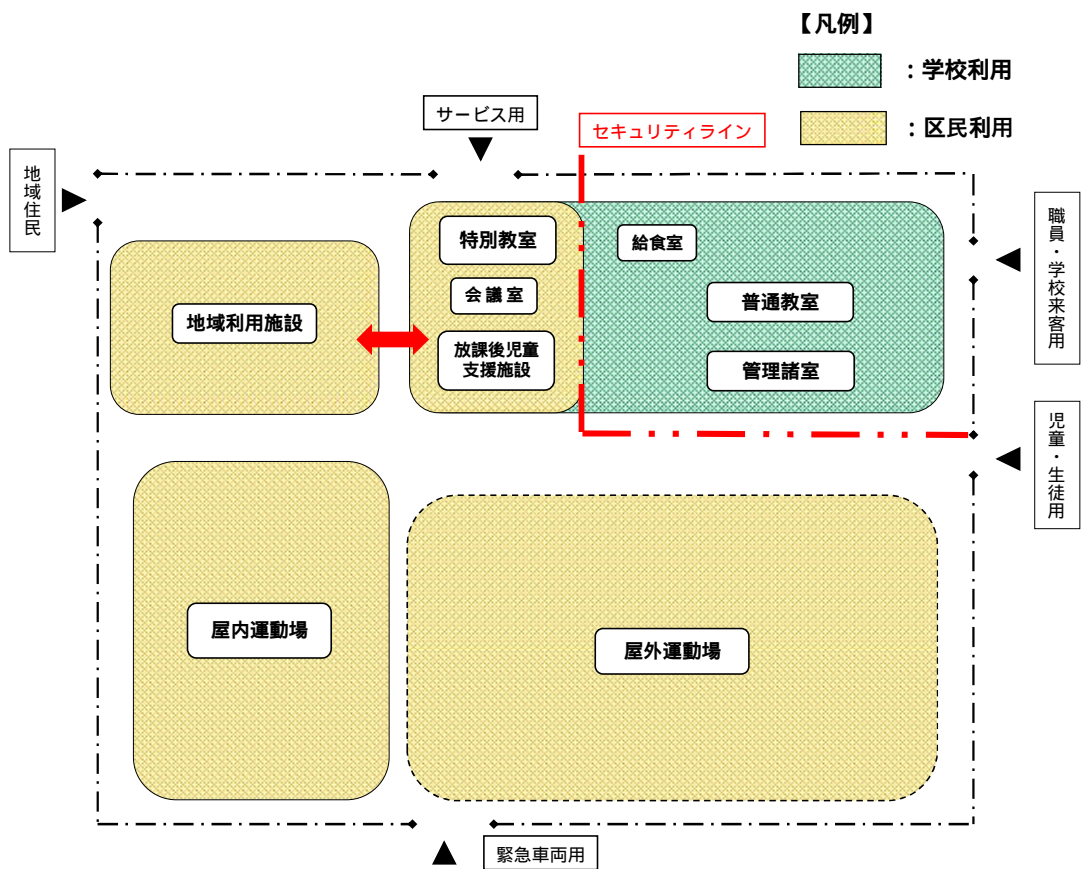


図2-3-2 【複合化した場合の配置ゾーニングイメージ（授業時間外）】

(3)敷地の有効利用

区内の学校敷地は住居系用途地域が多くを占め、建築物の高さ制限等の条件を考慮して計画していく必要がある。また、学校敷地として十分な面積が確保できていない敷地も多く存在する。施設更新の際は、こうした敷地条件を踏まえ、限りある敷地を有効に活用し、充実した教育環境を実現させる工夫が求められている。

屋外運動場などの屋外スペースを確保し、児童・生徒が活動できる場所を整備する。

児童・生徒の活動場所や太陽光発電設備の設置場所として、屋上の有効利用を積極的に検討する。敷地の有効利用に併せて、浸水対策の観点から、受変電設備、空調室外機等の設置場所についても屋上利用を検討する。

(4)門・アプローチ

児童・生徒の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。また、防犯上の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。

「学校の顔」となる門や敷地内通路をつくる。

校地の条件や通学状況、安全性・防犯に配慮した門や塀の配置計画とする。

(5)避難経路(安全管理)

火災や地震、浸水等の災害時においても、十分な安全性を確保した施設とすることが重要である。

災害時は、校舎内の各部分から、円滑に屋外に避難しやすいようにする。(屋外への避難経路の確保及び廊下、階段、出入口の有効幅員の確保を行う。)

建物内の利用者が屋外に避難する場合及び、地域住民が学校に避難する場合に、安全に避難できるようにする。(避難経路上部の落下物への配慮や隣地からの危険回避対策を講ずる等の配慮をする。)

(6)動線

児童・生徒の各集団、教職員、学校開放における利用者、外部からの訪問者などが、それぞれの活動空間に干渉することなく、それぞれの必要に応じ円滑に移動することができるよう明確な動線を設定することが重要である。また、地域利用施設との複合化について計画する場合は、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能、防犯性を考慮して計画することが重要である。

児童・生徒の動線に配慮し円滑な学校運営及び災害時避難が行える動線計画を行う。

通路・階段等は、通常の利用想定に加え、避難時を考慮した幅員を確保する。

○児童・生徒と地域利用施設の利用者動線を明確化し分離して計画することを基本とする。

(7)工事期間中の配慮

施設の建替えに当たって工事期間中においても学校教育に必要な環境を確保するとともに、できるだけ避難所機能の維持を図ることが重要である。

児童・生徒の学校生活に影響の少ない建替え方法を検討する。（仮設校舎を設置の場合、「工事範囲」と「教育活動範囲」を明確に分離するよう計画する。）

- 工事期間中における体育授業や災害時の避難場所確保のため、新しい屋内運動場が完成するまでは、できるだけ既存屋内運動場を使用できるように工事スケジュール等を工夫する。また、プール授業は周辺の地区プール又は民間プールの利用を積極的に検討する。建替え中は、通学路を含めて児童・生徒の登下校時の安全な動線を確保する。工事による騒音や振動、粉じん、工事車両の出入りについて、近隣への影響に配慮する。工事期間中は防災行政無線、地域避難所機能及び学校運営に支障を生じないよう仮設校舎への移設等を含めた各種災害時用設備の仮設計画を検討する。仮設校舎の建設は、屋外運動場利用等が制限されるため、代替地に仮設校舎を設置して通学する方法も含めて、多面的かつ効果的な方法を検討する。

3 - 2 諸室計画

新しい時代の学びを実現していくために、その基盤となる学習空間は個別最適な学びと協働的な学びに対応した、柔軟で創造的な空間にしていく必要がある。1人1台端末環境等に対応したゆとりある教室の整備、多目的スペースの活用による多様な学習活動へのフレキシブルな対応、他の学習空間との有機的な連携・分担を考慮した特別教室空間の整備等、様々な学習活動を展開できる教室空間の整備が求められている。

(1) 普通教室

- 教室を中心として、多様な学習活動が展開できるようにする。普通教室の大きさは、ICT教育等の多様な学習展開に伴う教材の増加、大型提示装置の設置場所等を考慮した計画とする。学校規模、運営方式や学校の教育的特色に配慮した構成とする。PC、タブレット、大型提示装置等多様なメディアをいつでも使用できる教室とする。教室に隣接したオープンスペースを整備する際は、普通教室を拡大した授業展開を想定し、個別学習やグループ学習などの多様な学習形態に対応できる空間とする。

～ 学校教育の質の向上に向けたICTの活用 ～

すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するために、ICTは必要不可欠である。

ICTを活用した学びを推進するため、児童・生徒が学校中どこにいてもICT機器を日常的に活用できるよう学校全体にネットワーク環境を整備することが重要である。学校施設に整備するネットワーク環境は、定期的な維持管理が容易に行え、将来の技術向上による使用機器の更新に対応しやすい計画とする。

(2) オープンスペース

オープンスペースとは、教室と隣接した広い空間のことである。教室との間仕切りをオープンにすることにより、教室とオープンスペースを一体的に利用した学習空間を創出することができ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するためには、多様な学習活動に柔軟に対応できるオープンスペースの整備が有効と考えられる。

このオープンスペースを効果的に活用していくためには、具体的な運営方法を踏まえた検討を行っていく必要がある。



緑ヶ丘小学校

写真-1 【普通教室前のオープンスペース】



緑ヶ丘小学校

写真-2 【可動式ロッカーを移動し教室と一体空間とした例】



碑小学校

写真-3 【廊下拡張型のオープンスペース】



東山小学校

写真-4 【可動間仕切りの教室】

～ オープンスペースの課題 ～

一部の学校では、オープンスペースが無目的な空間となり、単なる移動空間（広い廊下）であったり、物品置きスペースに使われ、有効に活用されていないケースが見られる。

大規模校で1学年当たりの学級数が多くなると、教員同士の連携が難しくなり、オープンスペースを活用した学級を超えた活動が展開しづらいといったことや、教員の異動等によりオープンスペースの使われ方が継承されていないなど、結果として十分に活用しきれていない状況がある。

また、教室と廊下の間仕切りがなくなることで、周囲の教室への音の問題や児童・生徒の集中力の欠如の懸念、また掲示スペースが十分に確保できないという課題がある。

目黒区におけるオープンスペースの状況

オープンスペースには、子どもたちが休憩時間などを利用して教員に気軽に相談ができるコーナーや読書コーナー、談話コーナー、デン、タブレットの保管スペース、水周りなどを付帯させて様々な利用ができる工夫をしている。ただし、計画当初に想定した目的とは異なる利用状況となっている場所も見られる。

今後のオープンスペース検討の留意点

個別最適な学びと協働的な学びを实践するうえで、多様な使い方ができる多目的な空間はひとつの有効な空間となり得る。これを踏まえ、オープンスペースを計画する際は単にハード面の整備にとどめず、教材をはじめ、アクティビティを生み出す学校用家具等の設置や活用まで視野に入れて計画していくことが重要である。また、児童・生徒が落ち着ける小規模な空間を普通教室等に隣接又は近接して計画することが望ましい。

なお、各学年の学級数が増加するにしたがって教職員の連携等、学級を超えた授業展開が難しくなるため、オープンスペースの計画は学年の規模を考慮したうえで十分検討する必要がある。

有効に活用できるオープンスペースを計画するためには、学校施設の計画・設計において設計者と学校の教職員があらかじめ密接なコミュニケーションを図り、施設づくりの目標を共有し、合意形成を図りながら検討を進めることが重要である。加えて、教職員の異動に備え、オープンスペース活用方法や活用ルールを継承する仕組みを作ることも重要である。

(3)教科センター(教科教室型)【主に中学校での採用】

一部の中学校においては、教科指導の充実並びに主体的・協働的な学びの観点から、教科センター方式という、従来から採用されてきた特別教室型とは異なる運営方式が採用されている。教科センター方式とは全教科が専用の教室を持ち、生徒が時間割に従って教室を移動して授業を受ける方式で、教科ごとに教室、教科研究室、教材室、オープンスペースなどを教科センターとして一体的に配置したものを「教科センター方式」という。

特別教室型校舎と教科センター方式(教科教室型)校舎の比較表を表2-3-3に示す。

印：効果大 印：効果小

分類	特別教室型 (普通教室と特別教室の従来型)	評価	教科センター方式 (教科教室型)	評価
特別教室の構成	普通教室で行う教科(英語、国語、数学、社会等)について、各教科の特色にあった環境の充実を行いにくい。		・教科教室の周辺に教材・図書・コンピュータ・学習成果物などを掲示・展示することにより、教科の特色や学習内容に応じた環境づくりが図れる。(教科学習エリア) ・多様な学習ツールを身近に準備できるため、授業準備に要する時間が短縮でき、教材庫等が少なくなる。	○
生徒の居場所	クラスの居場所が常に確保されている。		クラスルームの代わりにホームルームを行う空間(ホームベース)を設ける。	○
持ち物の管理	普通教室に生徒用ロッカーを設置し、学級単位での管理が可能。	○	ホームベース等に生徒用ロッカーを設置し、学級単位で管理	
学習集団の再編成	チームティーチングや選択制などで学習集団が再編成される場合は対応がむずかしい。		学校規模などに応じて教科研究室や教師コーナーを設けることにより、チームティーチングや教材準備が行いやすい。	○
教室移動の課題	特別教室で授業を行う場合以外は大半が普通教室で授業を行うため移動が少ない。	○	毎時間ごとに教室移動を繰り返すため、移動時の騒音対策や移動動線の配慮が必要。	
生活と学習	学びの場と生活の場が同一になる。		学びの場と生活の場が分離し気分転換が図れる。	○
施設規模	従来型の施設規模となる。	○	ホームベースの空間を確保する必要があり、特別教室型よりも施設規模が大きくなる。	

表 2-3-3 特別教室型校舎と教科センター方式(教科教室型)校舎の比較



写真-5 【ホームベースの例】



写真-6 【教科教室と教科学習エリア】

(4) 少人数教室

普通教室と同様のしつらえとし、普通教室との位置関係を工夫する等、学級数が増えた場合の普通教室としても活用できる計画とする。

(5) 特別教室・教科教室

同一教科、あるいは関連する教科ごとに、特色のある教室まわりを構成する。

教科の特色を感じ、児童・生徒が主体的・協働的に活動できる空間づくりを基本とする。

学級数と時間割に基づき教科の授業時間数を計算し、利用率を勘案して必要数を確保する。また、計算上、特別教室設置数が2以上となった場合においても、座学等を普通教室で行う場合を考慮すると、実際の特別教室の利用率は計算結果よりも低下する。このことを考慮して、特別教室数を検討する。

利用率の低い特別教室については、実習等の事前準備や後片付けの時間を確保したうえで、他教科の授業実施や会議室としての利用、さらに、放課後の地域利用といった「特別教室等のタイムシェア化」を進めていく。そのため多用途に活用できるよう家具等の配置や備品、機材等の保管場所の検討が必要となる。

(6) 特別支援教室

児童・生徒の個別指導、軽運動等など、多様な活動に対応した、施設・設備等とする。

○児童・生徒のクールダウン等に利用できる空間づくりを行う。

○教職員の目が届きやすいように職員室との位置関係に配慮する。

(7) 特別支援学級

○特別支援学級は、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、難聴・言語障害といった一人ひとりの教育的ニーズに対応するために複数の種類に分かれている。学校ごとに整備する特別支援学級の種類が異なるため、各特別支援学級を計画する際には、対象となる児童・生徒の特性に応じて、適切な指導及び必要な支援が受けられるよう慎重な検討を行っていく。

特別支援学級には、児童・生徒のクールダウンや様々な相談を行うための小規模な部屋を設置する。

- 特別支援学級の教員と他の教員との情報共有が行いやすいように、職員室との位置関係に配慮した計画とする。

(8)図書室・ラーニングセンター

多様で自主的な学習活動に対応することができる広さ、形状とすることが重要である。児童・生徒が本を身近に感じられるような位置に空間を配置する。児童・生徒の様々な学習を支援する学習センターとしての機能、必要な情報を収集・選択・活用しその能力を育成する情報センターとしての機能、自発的に読書を楽しむ読書センターとしての機能などを備えた計画とすることが重要である。その際、ICT機器等を活用でき、児童の様々な学習活動を支えるメディアセンターとしての機能を備えることも有効である。

(9)管理諸室

- 職員室は、教職員のための機能を集約するとともに、視覚的に廊下等へ開かれた執務スペースとし、校地への出入口、校舎への動線、校庭等が見渡せる位置に設置する。また、学校内の各所へ移動しやすく、教職員の連携が図りやすい位置とすることも重要である。学年や教科のまとまりごとに作業や情報交換、教材管理が行いやすいスペースを設ける。
- 教職員の働き方改革推進の観点から、学校内における教職員の執務環境について、学校施設全体の情報通信ネットワークの無線化等を検討し、職員室以外の場所においても業務ができる環境整備を行う。
 - 事務室や主事室等は、校長室や職員室との関係に配慮し、各職員と教職員とが連携の取りやすい計画とする。

(10)多目的室

- 一斉指導による学習以外に、チームティーチングによる学習、複数学級による学習等の活動や、児童・生徒の学習成果の発表、講演会や保護者会の開催等、用途を限定しない多様な活動が行える空間とする。
- 教室に設ける設備は普通教室程度のものとし、多様な設備は設けない。
- 複数学級の児童・生徒が収容できるような大きさとし、教室では小さく屋内運動場では大きすぎるような活動のニーズに対応できる広さとする。

(11)屋内運動場・武道室

- アリーナやステージは学校種別や学校規模、部活動や大会開催、地域開放状況に合わせた寸法や、まとまりを確保し、残響時間の調整や吸音性の確保等により、集会や式典、発表活動に適した施設として計画する。
- 熱中症対策や、災害時の利用に配慮するため、冷暖房設備を設置する。
トイレの計画にあたっては、地域避難所としての利便性に配慮する。
災害時用トイレへのアクセスに配慮する。
 - 武道場を設置する場合は、学年集会スペース等にも兼用できる計画とする。
 - プールを設置する場合は、熱中症対策として屋根・庇等を設置する。
- 各学校は部活動等の大会会場となる場合があるため、大会運営にも配慮する。

3 - 3 教育・生活環境の充実

学校施設は児童・生徒の社会性や人間性を育む場であり、それにふさわしいゆとりと潤いのある快適な空間であることが求められている。学校施設全体が学びの場であるとともに、子どもたちがゆっくりと落ち着いて過ごすことができる居場所となるよう、また、学校への愛着を育むことができるよう、温かみのある生活空間を整備していくことが重要である。

(1) トイレ

児童・生徒の分布の状況及び動線を考慮し、児童・生徒が利用しやすく、障害者の利用や性の多様性等に配慮した配置とする。

- 各階に車いすで利用できるトイレを設置し、そのうち一つは多機能トイレ とする。
洋式便器を基本とした乾式トイレ とし、明るく清潔感のある快適な空間とする。
地域開放等を考慮し、区画の管理ができる位置に配置する。

(2) 昇降口

- 始業時、終業時等における利用人数に応じ、十分な規模の昇降口を計画する。

校門からのアプローチや、屋外運動場、各階段との位置関係に配慮した計画とする。

学年による身体的な成長の違いに配慮し、障害者も使いやすい計画とする。

児童・生徒同士のトラブルを防止するために、死角をなくし教職員の目が行き届きやすい計画とする。

履き替え方式による形状の違いに十分配慮し、安全で衛生的に履き替えができる計画とする。さらに、複数の昇降口を設置する場合には、児童・生徒や保護者がわかりやすい配置とすることが重要である。

- 来客用出入口は昇降口と別に設け、入退管理ができる計画とする。

(3) 屋外運動場・屋外施設

- 周辺住宅等への騒音、ほこり等の影響をできるだけ少なくし、相互のプライバシーに配慮した配置とする。

- 体育授業や部活動（中学校）の種目に適した配置や広さ、まとまりを確保する。

屋外活動スペースとして、芝生や土、自然にふれあえる教材園やビオトープ、花壇などを整備する。（特に小学校は、動物・植物とふれあえる環境の整備を検討する。）

アプローチや敷地の外周は、植栽等により周辺のまちなみと調和した環境とする。

災害時における利便性、安全性に配慮した配置とする。

(4) 発表・集会・交流スペース

学習発表・集会・行事・学年や異学年の交流、保護者、地域との集まりなどを行うことのできる利用用途を限定しない多目的なスペースを検討する。

(5) 生活スペース

学校全体をゆとりと潤いのある豊かな生活空間とする。

手洗い等は児童・生徒の体の成長の段階に配慮した設計とする。

児童・生徒更衣室は、児童・生徒が利用しやすい位置に、男女別に計画することが望まし

い。その際は、性の多様性にも配慮できるようなスペースを設けることも検討する。廊下・階段は移動のしやすさや、音の伝達にも配慮するとともに、自らの位置を認識しやすい空間とする。普通教室の周辺に児童・生徒のクールダウンや教職員との相談等に使用する閉じられる小規模な部屋又はスペースの配置を検討する。

(6) 保健室・相談室

保健室は屋外・屋内運動場に近く、救急車等の緊急車両が近寄りやすい配置とする。児童・生徒が気軽に入ることができ、また教職員の目が届きやすい配置とすることが求められるが、プライバシーにも配慮する必要がある。

(7) 給食室・配膳室

○食育推進等の観点から、自校調理方式とする。

H A C C P の概念に基づき、学校給食衛生管理基準及び大量調理マニュアル等を考慮した衛生管理を行うことのできる施設とする。

各階に配膳室を設置し、配膳室には人荷用の昇降機を設置する。

給食提供時には、児童・生徒の生活動線との関係に配慮しながら衛生的な配膳経路を確保できる計画とする。

食育の観点から、食に対する興味を引き出すために児童・生徒が廊下等から調理の様子を見学できる計画とする。

3 - 4 防災機能の向上

地震、洪水等の自然災害に対し、十分な安全性を確保できる計画とすることが重要である。また、地震発生時において、児童・生徒の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備、困障等の工作物の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。

(1) 災害に強い学校施設

施設ごとに求められる耐震性を確保するとともに、施設の計画供用期間に応じた耐久性を確保する構造仕様とする。

非構造部材についても、意匠・構造・設備など多面的に安全性の検討を行う。

設備配置は、地震時だけでなく集中豪雨等の浸水被害への対応を検討する。

無電柱化への対応のため、学校敷地内に地上機器（変圧器）の設置スペースを確保する。

(2) 避難所としての学校施設

災害発生直後の避難所では、避難者のアクセスや物資配給の容易性を重視した計画が重要である。

避難生活が中長期化する場合には、教育活動の再開など段階ごとに変化する役割（段階的な避難所エリアの縮小等）に対応できる計画とする。

屋内運動場等の避難場所はトイレ、防災倉庫などの防災機能の必要なスペースをまとめた

ゾーニングとし、バリアフリー化（多機能トイレ、スロープ等の設置）により、すべての利用者にとって使いやすく優しい施設とする。

備蓄倉庫 が十分に確保されていない地域では、必要に応じて防災倉庫に加えて備蓄倉庫の整備を検討する。検討に当たっては、計画段階から防災関係部署と連携することが重要である。

3 - 5 防犯機能の向上

学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい施設づくりを推進することが重要である。

校地や校舎まわり、校舎内の守る領域を明確にする。

守る領域への出入りに対して校地の内外からの視認性を高め、死角をつくらないように配慮する。

校地に入出入りする門から昇降口等まで経路において、主に職員室からの視線を確保することが重要である。

学校内における連絡・通報手段と、外部への通報方法について配慮する。

3 - 6 脱炭素社会の実現を目指した施設整備

脱炭素社会の実現に向けて、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点からも、省エネルギー化や再生エネルギーの導入、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。さらに、施設自体が環境教育の教材として活用されるよう、緑化への取組みなど自然を感じられる施設とする視点も必要である。

めぐろエコ・プランに基づき、ZEB 化の取組みを進める。

パッシブデザイン、断熱性の向上、高効率機器の採用、太陽光発電設備の導入を進める。

○環境に配慮した取組みにあたっては、コストバランスを十分に検討する必要がある。

多様な植栽、ビオトープの育成、屋上・壁面緑化の推進等、学校の緑化に配慮する。

○教育的な視点から、環境に配慮した取組みが子どもたちにもわかるように、掲示装置の設置等を工夫する必要がある。

3 - 7 学校と地域の連携

地域住民にとって最も身近な公共施設として、景観やまちなみを形成するとともに、地域コミュニティの形成に寄与する施設として整備していく。また、地域の子育ての場、生涯学習の場としての活用を積極的に推進していく。

(1) 地域の子育ての場としての学校

小学校では、放課後の子どもの居場所として、学童保育クラブを設置するとともにランラン広場等を充実させていくために、屋内運動場や特別教室などの活用を推進していく。

(2) 地域を支え、地域から支えられる学校

地域が親しみを持てるように、周辺環境やまちなみに配慮した外観とする。

日常の活動の中で児童・生徒、教職員、地域との交流が生まれるような環境づくりを行う。ただし、学校との管理区分やセキュリティラインを明確にしておく必要がある。

学校を支える保護者が教員と交流しやすい位置にPTA室を設置する。

放課後や休日に行われる学校開放により、地域の方のスポーツの場、学びの場として活用していく。

(3) 地域活動の拠点

地域コミュニティの基礎となる町会・自治会、住区住民会議等が効果的に利用できる場として「地域活動拠点」を施設内に計画していく。

3 - 8 フレキシビリティの確保

教育内容・教育方法等の変化や社会状況の変化に対応し、学校施設を長く使いこなしていくためには、ニーズに応じた改修を行いやすくすることが重要である。その際、建物構造体を堅固につくりつつも、間仕切りや仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更しやすい仕様とすることが重要である。

(1) フレキシブルな学習空間

多様な学びを実現するために、その基盤となる学習空間は個別最適な学びと協働的な学びに対応した柔軟で創造的な学習空間として計画する。

複数の教科で利用でき、多用途に使える特別教室や多目的スペースの整備を進め、施設の有効活用が図れる計画とする。

(2) 時代の変化に柔軟に対応できる空間構成・設備配置

少子高齢化や人口減少等により学校を取り巻く状況が変化する可能性を考慮し、学校建設に際して将来の余裕教室の活用や用途転用に対応できる空間構成とする。

レイアウト変更、設備機器等の改修、余裕教室等の用途変更等を行うにあたり、施設運営への影響（運営停止や制限等）を少なくできるゾーニング、設備方式等を検討する。

第3章 学校整備のプロセス

1 検討体制

学校整備を進めるに当たっては、教育内容の充実や将来変化への対応等、教育委員会事務局各課の連携が不可欠である。さらに、児童・生徒の放課後の居場所づくり、防災・防犯機能の向上、環境への配慮、地域との連携、施設の複合化・多機能化など、区長部局各部との連携、協力が重要となる。区として部局横断的な検討体制を確保することにより、様々なニーズを適切に反映する仕組みとしていく。

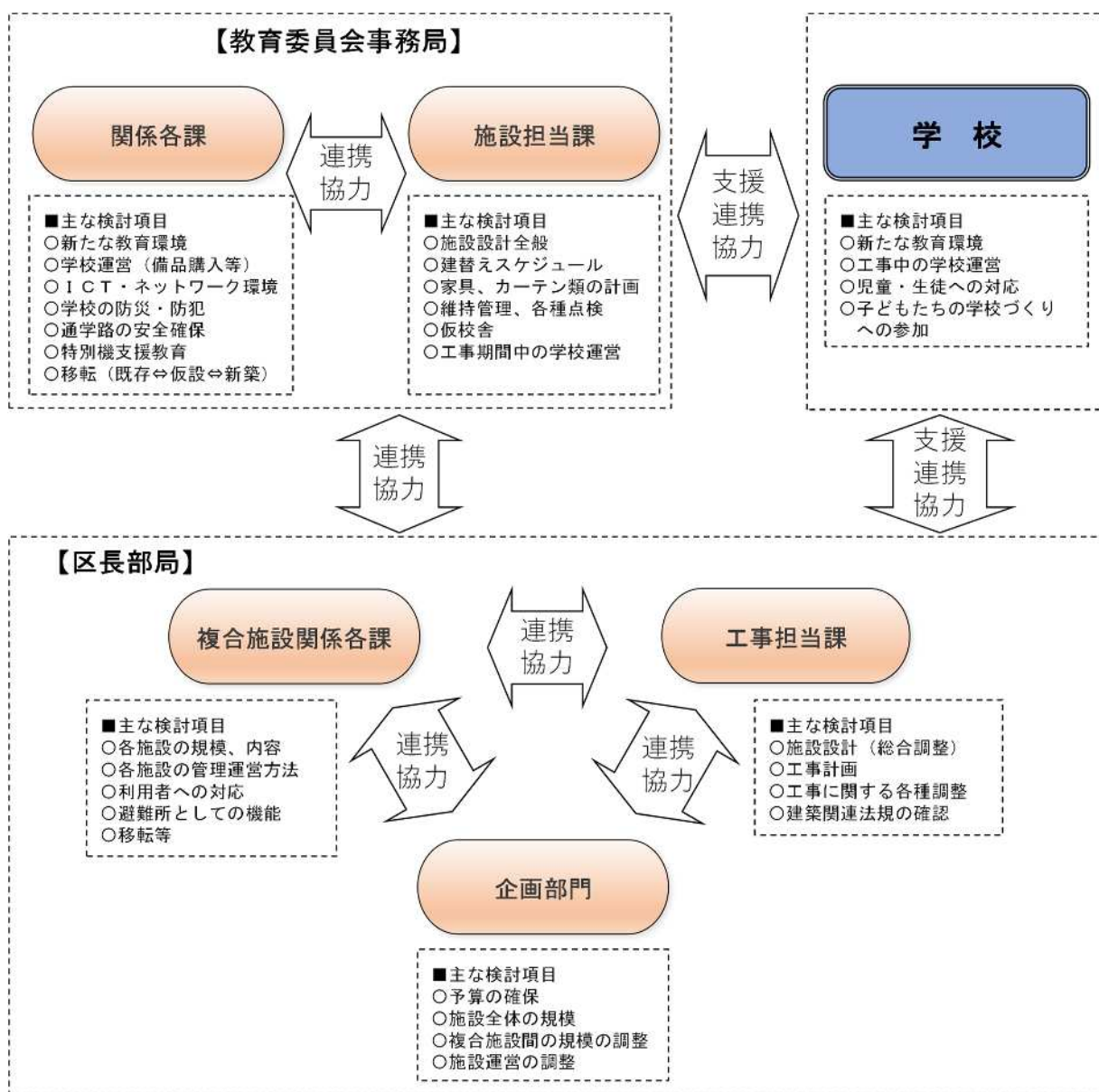


図 3-1 【庁内検討体制】

現時点での想定のため、組織改正等により変更になる可能性がある。

2 学校建替え検討会(仮称)の設置

学校と保護者、地域が積極的に連携することにより、地域全体で児童・生徒の健全な成長を支えていくことが大切である。また学校は、教育活動の場としての役割を基本としながらも、地域コミュニティを支える重要な施設であり、災害時には地域避難所にもなる。

これらを踏まえ、学校づくりにおいては行政が積極的に地域の方々と情報を共有し、地域と行政が一体となって計画を進めていくことが重要である。

このため、学校の建替えに当たっては、計画の初期段階から、学校関係者、地域関係者及び区職員を構成員とした学校建替え検討会(仮称)を設置し検討を行っていく。

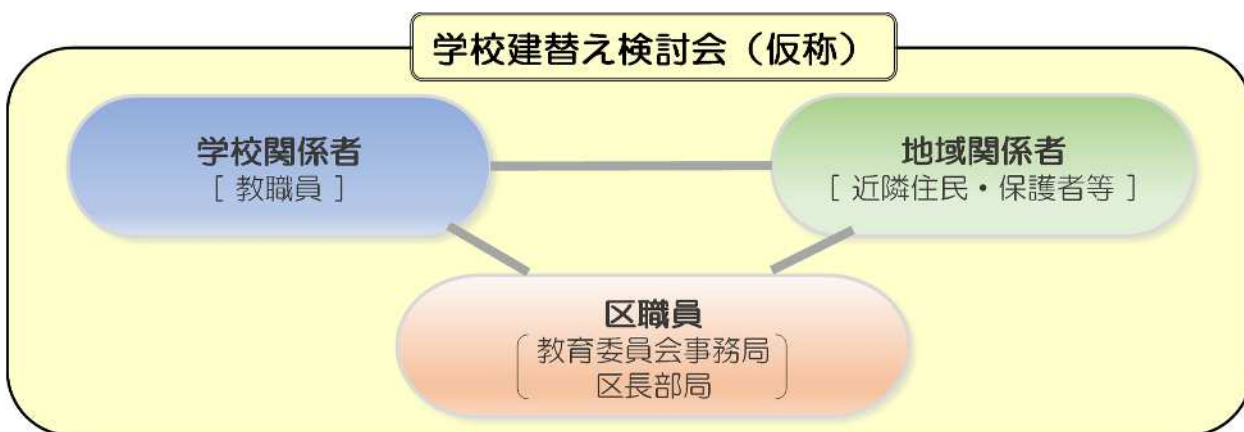


図 3-2-1 【学校建替え検討会(仮称)の構成】

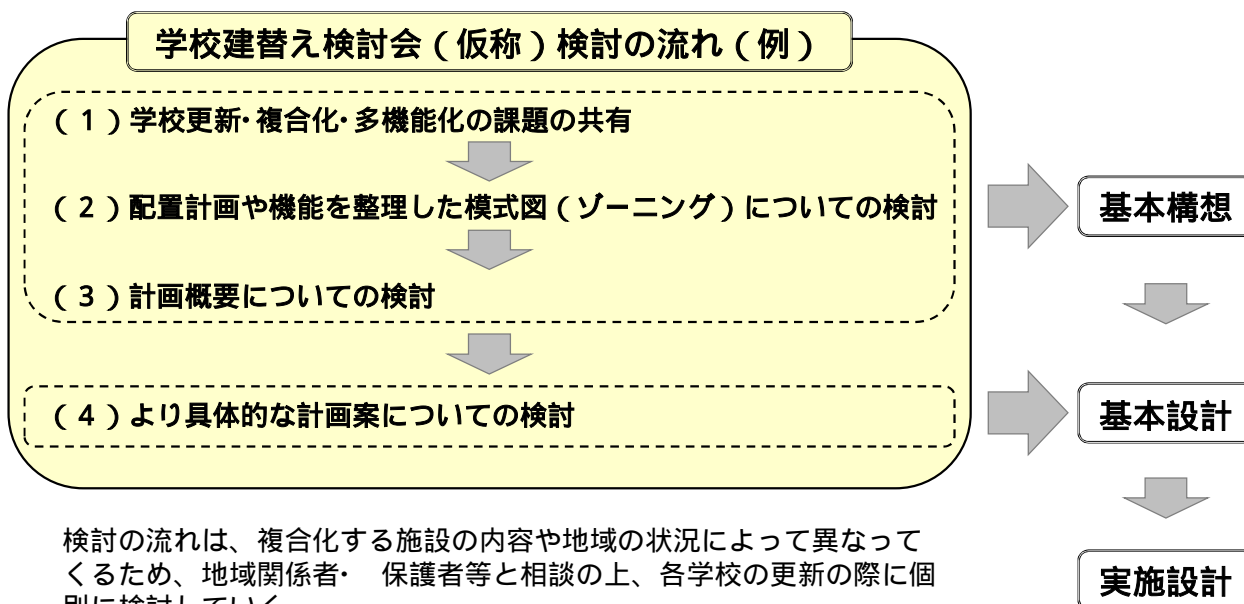


図 3-2-2 【学校建替え検討会(仮称)の一般的な検討の流れ】

3 学校整備から維持管理までのプロセス

学校整備に際しては、基本構想・基本設計から維持管理までの各段階において、本設計標準を踏まえた個別の学校に関する条件設定に基づき、一貫した取組みを実施する。

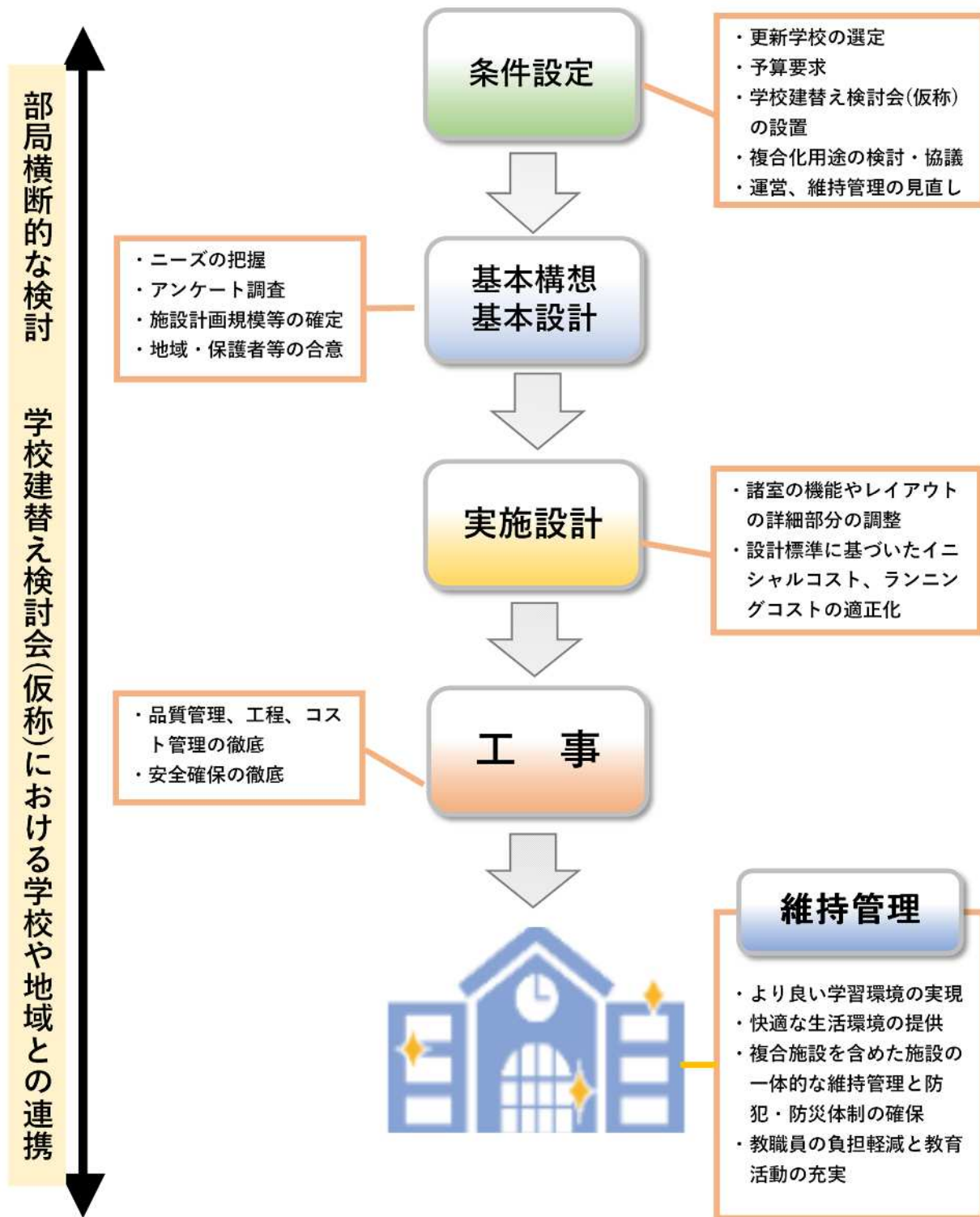


図 3-3 【学校整備から維持管理までのプロセス】

用語解説

行	用語	意味
英 字	H A C C P	HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因 (ハザード) を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。
	I C T	Information and Communication Technology) の略。情報通信技術。
	P P P	PPP (Public Private Partnership) の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で「官民連携」とも呼ばれる。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
	S D G s	SDG s (Sustainable Development Goals) の略。2015年国連サミットにおいて全加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。17のゴールと169のターゲットから構成される。
	Z E B	ZEB (Net Zero Energy Building) 略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物をいう。ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBシリーズが定義されている。
あ	アクティビティ	大勢が利用する建物をつくる時、重視されるポイントのひとつ。人の行為や活動のことで、建物内での過ごし方や人の流れなどを左右する。
	インクルーシブ教育	障害のある者と障害のない者が共に学ぶこと。子ども一人ひとりが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことが重要である。
	大型提示装置	コンピュータや実物投影機の映像を、大きく映し出すためのプロジェクターや大型ディスプレイ等の機器。

行	用語	意味
か	乾式トイレ	屋内の他の部屋と同様の建材で床や壁が構築されており、水で洗い流す清掃方法をとらないトイレのこと。湿式の床に比べると、菌の検出量、アンモニアの付着量ともに少なく、衛生面やにおいの面で優れている。
	国庫補助基準面積	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく、施設整備に係る国庫補助金額の算定にあたっての基準となる、学級数に応じた必要面積。
さ	少人数教室	普通教室とは別に設けられる、習熟度別少人数指導を行う教室のこと。
	ゾーニング	空間を用途、機能ごとに分けし、相互の関係性を考慮したうえで位置関係を決定すること。
た	多機能トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェア、オストメイト対応の設備などを備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのこと。
	チームティーチング	複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する方式。 1つの教室で複数の教員が行う授業の形態や、数名の教員がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態を指す。
	デザインビルド	一つの企業あるいは事業者が一体的に設計と施工を実施する物のうち、設計と施工の契約を同時に行う方式。
	デン	壁の一部をくぼませたり、床を小上がり空間とした隠れ家的な小空間のこと。児童生徒の気持ちが落ち着く場所として計画する。
	特別支援学級	特別な支援が必要な児童生徒を対象として、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。一人ひとりの特性に応じた教材教具を工夫してきめ細やかな指導を行う。
	特別支援教室	通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害の児童生徒に対して、在籍校における指導を行う教室。

行	用語	意味
は	パッシブデザイン	建築の設計手法の一つで、地域の気候に応じて、建物の構造や材料などの工夫によって自然の光や日射、風を取り入れる設計を行い、熱や空気の流れを制御し、エネルギー消費量を抑え快適な室内空間をつくり出す手法。
	備蓄倉庫	避難所生活の長期化により、防災倉庫内の資機材に不足が生じた場合に、補給する食料、寝具及び生活用品等を備蓄している倉庫。
	プロポーザル	建築設計等を委託するうえで設計料の多寡により設計者を選定するのではなく、技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めた提案書の提出を求め、設計者の創造性、技術力、経験などを適切に審査して、その設計業務の内容に最も適した設計者を選ぶ方式。
	防災倉庫	学校などの地域避難所に設置された、備蓄物資や避難所開設及び運営に必要な資機材を格納した倉庫。
や	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。
ら	ラーニングセンター	総合学習や調べ学習の場、様々な情報を活用する情報センター、くつろぎや交流の場、読書の楽しさを感じる場などの役割を担う空間。コンピュータ等を配置したメディアセンターとして捉えることもある。